

北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第14条の3 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>（介護時間）</p> <p>第14条の4 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>（育児休業法第19条第1項の規定に基づく部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、<u>当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u>）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>（証明書類の提出）</p> <p>第21条 [略]</p>	<p>第14条の3 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>（介護時間）</p> <p>第14条の4 育児休業法第19条第1項の規定に基づく<u>同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間</u>については、<u>1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u>を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>（証明書類の提出）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>（育児期両立支援制度等に係る措置を講ずる期間）</p> <p>第21条の2 条例第17条第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。